



入学時給付奨学金制度について

長崎大学では、成績優秀な学生に対して、本学独自の入学時給付奨学金制度を設けています。

奨学金は、本学に対する進学意欲を促し、地域の発展に貢献できる優秀な学生の人材育成につなげることを目的とする返還の必要がない給付型奨学金です。

- ◆**給付額** 30万円（入学料相当）を給付します。
（入学年度の4月に給付します。）

- ◆**対象者** 各学部（医学部は医学科と保健学科）の一般選抜（前期日程）の合格者上位20%以内の長崎県内出身者及び県外出身者のトップ各2名の合計4名（全学部合計44名）を奨学金の給付対象者とします。

- ◆**その他** 家計基準は設けません。

詳細については、次ページ（学生募集要項34ページ）をご覧ください。

9. 長崎大学入学時給付奨学金

本学では、成績優秀な学生に対して、本学に対する進学意欲を促し、地域の発展に貢献できる優秀な学生の人材育成につなげることを目的とした返還の必要がない給付型奨学金を設けている。

(1) 給付額、給付時期等

- ① 30万円を入学した年の4月に給付する。
- ② 給付された奨学金は、原則として返還の必要はない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、奨学金の返還を求められることがある。
 - (i) 入学後1年以内に休学（傷病を理由とする場合を除く。）又は退学したとき。
 - (ii) 入学後1年以内に長崎大学学則（平成16年学則第1号）第50条に規定する懲戒処分を受けたとき又は除籍となったとき。

(2) 給付対象者数（最大44名）

多文化社会学部，教育学部，経済学部，医学部（医学科），医学部（保健学科），歯学部，薬学部，情報データ科学部，工学部，環境科学部，水産学部から各4名。

(3) 対象者等

- ① 奨学金の給付対象者は、一般選抜（前期日程）の合格者のうち、各学部（医学部は医学科と保健学科）の合否判定基準に基づく順位が合格者数の上位から20%以内にある者で、かつ、次のいずれかに該当するもの。
 - (i) 長崎県内に所在する高等学校等を卒業（修了）又は卒業（修了）見込みの者
 - (ii) 上記以外の者給付対象者の人数は、学部ごとに(i)及び(ii)に該当する者のうち、それぞれの順位が上位2名以内とする。
- ② 給付対象者には、合格発表時に入学時給付奨学金給付予定者決定通知書を送付する。

(4) その他

入学時給付奨学金の給付を受けるためには、所定の期日までに入学手続きを行い、所定の誓約書及び振込依頼書を提出する必要がある。